

令和3年3月12日

中山間地域・離島振興特別委員会資料

報告事項

- | | | |
|---|------------------|---|
| 1 | 過疎新法の概要について | 1 |
| 2 | 中山間地域の区域指定について | 3 |
| 3 | 県内のデマンド交通の状況について | 6 |

【別冊資料】

過疎新法について

地 域 振 興 部

過疎新法の概要について

1. 法律案の名称

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（議員立法）

2. 地域指定の概要

(1) 地域指定要件のポイント

① 過疎の人口要件

長期の人口減少率の基準年を昭和50年とする

但し、基準年の見直しに伴う激変緩和措置として、現行法の過疎地域に限り、基準年を昭和35年とする

② 一部過疎

新法でも一部過疎を設ける

現行法では財政力指数が市町村平均（0.51）以下であるものを、新法では市平均（0.64以下）に緩和する

③ みなし過疎

みなし過疎は設けないことを基本とする

但し、現行法で全部過疎またはみなし過疎の市町村は、みなし過疎の要件を満たせば、新法においてもみなし過疎を適用（新法制定後は、市町村合併があっても、新たなみなし過疎は設けない）

(2) 県内市町村の地域指定の状況（変更になる市のみ）

市名	現行法	新法案
松江市	一部過疎 (旧美保関町)	一部過疎 <u>(旧鹿島町、旧島根町、旧美保関町)</u>
浜田市	全部過疎	<u>みなし過疎</u>
益田市	みなし過疎	<u>全部過疎</u>

※下線部：現行法からの変更箇所

3. 支援措置の見直し

(1) 過疎対策事業債

- ・旧簡易水道施設の整備や、民間のへき地診療所等に対する補助を、対象経費に追加
- ・令和3年度地方債計画額 5,000億円（令和2年度 4,700億円）

- (2) 過疎地域における事業用設備等にかかる特別償却
- ・対象業種に「情報サービス業等」を追加
現行法：「製造業」「旅館業」「農林水産物等販売業」
 - ・対象事業に改築、修繕等を追加（現行法では新增設のみ対象）
 - ・資本金の規模に応じ、500万円以上まで引き下げ
 - ・設備投資後5年間適用可能な「割増償却」へ移行、適用期間は令和5年度末まで
※過疎地域における事業用資産の買い替えの場合の課税の特例措置は、
利用実績が乏しいため廃止
- (3) 地方税の減収補填措置（過疎地域内で事業用資産の取得について条例に基づき課税免除又は不均一課税を行った場合の減収補填）
- ・対象業種に「情報サービス業等」を追加
現行法：「製造業」「旅館業」「農林水産物等販売業」、
個人が行う「畜産業」「水産業」
 - ・対象事業に改築、修繕等を追加（現行法では新增設のみ対象）
 - ・資本金の規模に応じ、500万円以上まで引き下げ
 - ・適用期間は、令和5年度末まで
- (4) 都道府県代行（基幹道路、公共下水道）
- ・基幹道路について、都道府県が市町村から負担金を徴収することが出来ることを明確化
- (5) 配慮措置
- ・法の目的、過疎対策の目標を踏まえるとともに、条件不利地域に関する法律（離島振興法等）の規定を踏まえ、内容を充実
（「人材の確保・育成」、「産業振興」、「観光振興・交流の促進」、「就業の促進」、
「生活環境の整備」、「再生可能エネルギーの利用推進」、「自然環境の保全・再生」、
「規制の見直し」の項目を追加等）
- (6) 国庫補助率のかさ上げ
- ・統合に伴う公立小中学校、民間保育所等に関する国庫補助率のかさ上げを継続
- (7) 金融措置
- ・日本政策金融公庫等の政府系金融機関による低利融資を継続

中山間地域の区域指定について

1. 過疎新法施行に伴う中山間地域の指定

(1) 中山間地域活性化基本条例施行規則に定める中山間地域の定義

(次のいずれかを満たす地域)

要件1 過疎法で規定される過疎地域（全部過疎地域）及び一部過疎地域

要件2 特定農山村法で規定される特定農山村地域

要件3 辺地法で規定される辺地

要件4 上記に定める区域と同等に条件が不利である地域として別に定める区域

(2) 過疎新法施行に伴う中山間地域区域指定の変更

市町村		指定区分(市町村名は昭和の合併前)	
現在	平成の合併前	現在	過疎新法施行後
松江市	鹿島町	【特定農山村地域】 御津村 【別に定める区域】 恵曇町、講武村 【要件に合致しない区域】 佐太村	過疎地域
	島根町	特定農山村地域	過疎地域
	美保関町	過疎地域	過疎地域
浜田市	浜田市	過疎地域	【別に定める区域】 今福村、大麻村、有福村 【要件に合致しない区域】 浜田市、国府村
	金城町		過疎地域
	旭町		特定農山村地域
	弥栄村		過疎地域
	三隅町		過疎地域
益田市	益田市	【特定農山村地域】 種村、北仙道村、真砂村、豊川村、 豊田村、高城村、二条村、美濃村 【別に定める区域】 鎌手村、小野村、中西村 【要件に合致しない区域】 益田町、安田村	過疎地域
	美都町	過疎地域	
	匹見町	過疎地域	

(3) 浜田市・国府村にかかる過疎新法施行後の対応

令和6年度(第5期中山間計画期間中)まで中山間地域として継続指定

2. 平成 28 年度に実施した中山間地域の区域指定についての一部誤り

(1) [規則第 2 条第 2 項]「別に定める区域」の指定

第 1 項に定める区域（過疎地域（一部過疎を含む）、特定農山村地域、辺地）のほか、同項に定める区域と同等に条件が不利である地域として別に定める区域を中山間地域とする（県報告示による指定）

○別に定める区域（準ずる地域）の要件（平成28年10月改正）

- ① 準ずる地域の指定は旧市区町村（S25.2.1時点）単位
- ② 過疎地域に準ずる地域又は特定農山村地域に準ずる地域は、以下の要件で指定する

㊦ 準ずる地域：高齢者比率又は若年者比率が、過疎地域と特定農山村地域全体の平均以上又は平均以下の旧市町村

① 但し、D I D（国勢調査の人口集中地区）を含む旧市町村は除く

- ③ H22及びH27の国勢調査により連続して要件に合致しなかった場合は、中山間地域（準ずる地域）を解除する

(2) 過疎新法施行に伴い中山間地域指定を見直す過程で以下の誤りが発覚

① 準ずる地域の要件を誤った定義で適用していたもの（要件②㊦）

- H28 年 10 月及び H29 年 3 月の指定時に、若年者の定義を「15 歳以上 30 歳未満」とすべきを、「15 歳未満」としていた
- 若年者の定義を正しく再計算すると以下のとおりとなる
 - ・ 準ずる地域の要件を満たしていたが、指定漏れの地区【3市3地区】
西浜村(出雲市)、安田村(益田市)、荒島村(安来市)
 - ・ 準ずる地域の要件を満たしていなかったが、指定した地区【3市5地区】
八束村、講武村(松江市)、上津村、伊野村(出雲市)、宇賀荘村(安来市)

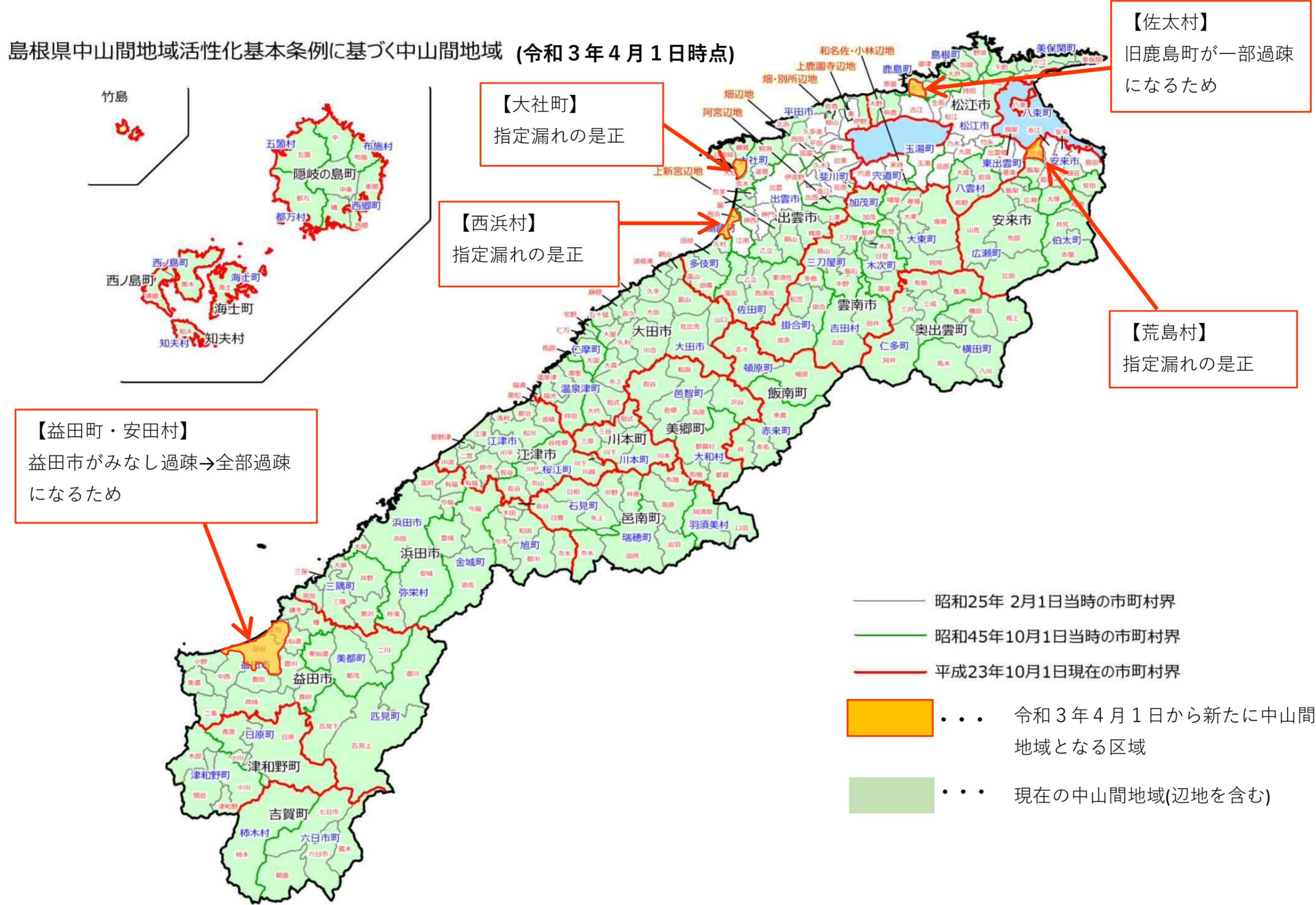
② 準ずる地域の要件を誤って適用し、指定漏れとなっていたもの（要件②①）

- 平成 29 年 3 月の指定時に、平成 27 年国調の DID 地区を適用すべきを、誤って平成 22 年度国調の DID 地区を適用していた
- ・ 準ずる地域の要件を満たしていたが指定漏れの地区【1市1地区】
大社町(出雲市)

(3) 影響と今後の対応

- 関係部局及び該当市への調査の結果、指定誤りによる影響はなし
- 令和 3 年 4 月 1 日付けで県報告示し、是正
- 誤って指定していた区域については、令和 6 年度(第 5 期中山間計画期間中)まで中山間地域として継続指定

島根県中山間地域活性化基本条例に基づく中山間地域 (令和3年4月1日時点)



県内のデマンド交通の状況について

1. 運行形態

中山間地域などの交通不便地域において、事前予約があった場合のみ運行

(1) 区域運行

基本的に対象エリア内の住居まで迎えに行き、所定の拠点施設(病院、商業施設、役場、銀行など)まで送る形態

(2) 路線不定期運行

通常の路線バスと同様に、あらかじめ運行する時刻、経路、停留所が全て決められている形態

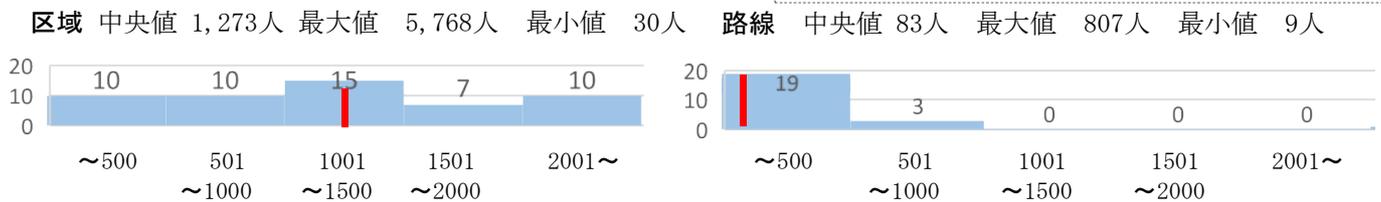
2. 概況

県の生活交通確保対策交付金で、令和元年度申請のあった74路線(区域運行52、路線不定期22)

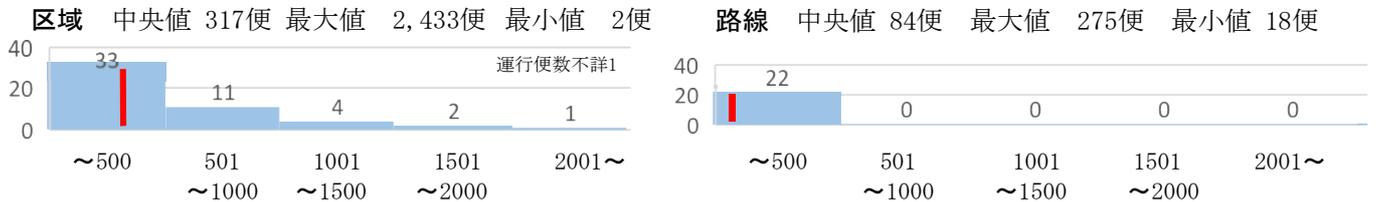
(1) 利用対象人口

図中の赤線は中央値を示す

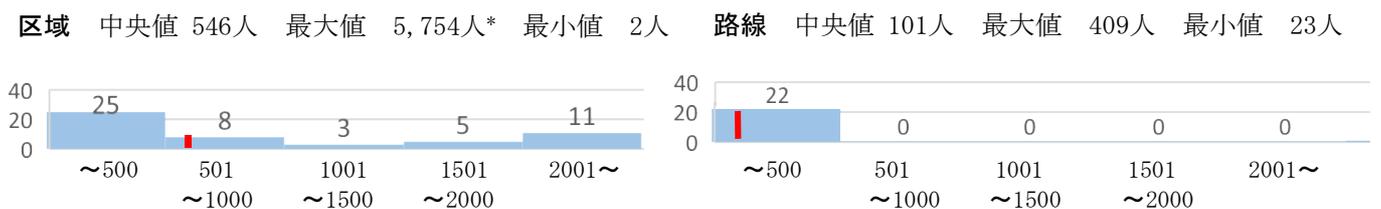
*の数は、定時定路線で運行される時間帯の部分も含めた、バス路線全体の数値を表示



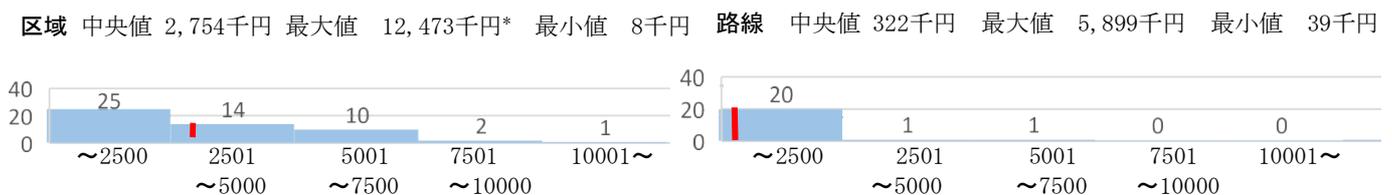
(2) 年間運行便数



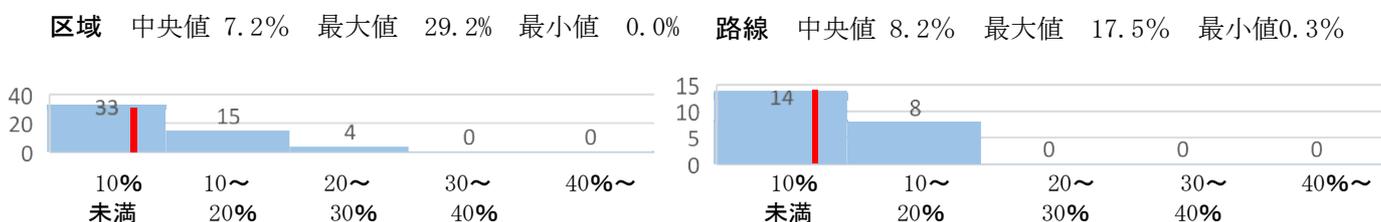
(3) 年間輸送人員



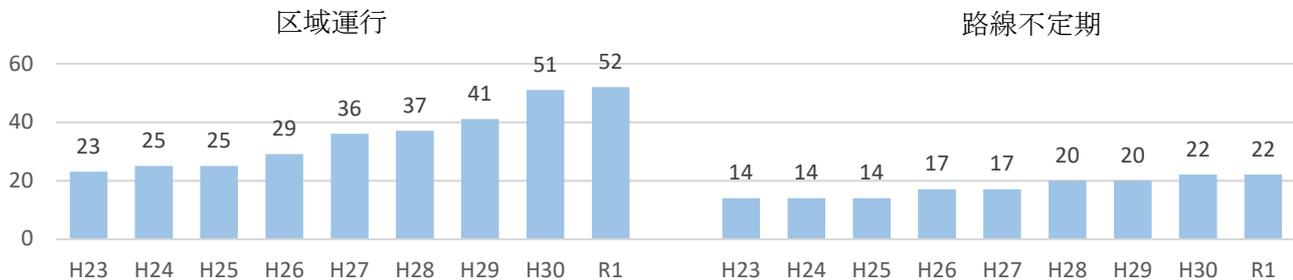
(4) 年間運行欠損額



(5) 収支率



3. 区域運行・路線不定期の推移



4. デマンド交通の取組事例

(1) 雲南市

- ・合併前の6区域（大東・加茂・木次・三刀屋・掛合・吉田）を、細かく計15区域に分け、平日1～3往復の便を運行（基本的に市内のほぼ全域をデマンド運行でカバー）
- ・乗りたい便の原則出発30分前まで予約可能で、1乗車につき一律300円

(2) 飯南町

- ・町内を4つの区域（頓原・志々・来島・赤名）に分け、各区域ごとに、平日4往復の便で運行
- ・乗りたい便の出発1時間前まで予約可能（朝の始発便は前日18時まで）で、1乗車につき一律300円
- ・デマンド区域運行と自治会輸送（赤名エリアの谷地区）により、町内の公共交通空白地ゼロを実現

(3) 知夫村

- ・村内唯一のタクシー事業者が本年3月で廃業することに伴い、4月からデマンド区域運行を開始予定
- ・決められた便はなく、運行時間内（8:30～17:00）であれば、いつでも、どこでも、誰でも、村内全域を自由に移動することが可能（村内の公共交通空白地ゼロとなる見込み）
- ・事前の利用者登録は不要のため、村民のみならず観光客等も利用可能で、土日祝も含めて毎日運行
- ・ただし、前日17:00までに予約が必要で、1乗車につき10分毎に500円（一般タクシーの半額相当）

5. 今後の方向性

- デマンド交通は、以下の利点と課題を併せ持ち、地域によって運行の態様は様々。
 - ・区域運行は、自宅と集落拠点間をドアtoドアに近い形でサービス提供し、エリア内の全ての居住者が利用対象となるため、公共交通空白地の解消に寄与する一方で、自治体の財政負担は大きくなる。
 - ・路線不定期運行は、通常の定時運行よりも運行頻度が減るため、自治体の財政負担は軽減される一方で、最寄りの停留所まで出向く必要があり、事前予約の手間も増える分、住民サービスは向上しない。
- 最近では、デマンド交通の手続きの煩わしさ（事前の予約や利用者登録など）を理由に利用が低迷する地域や、利用実態が乗合輸送に適さない地域などにおいて、一般タクシー利用助成を導入する動きもある。
- このため、中山間地域において、地域の実情に応じた最適な運行サービスが実現されるよう、県の支援制度についても、多様な運行形態に対応できる受け皿へと見直す必要がある。

県内のデマンド交通の状況一覧(令和元年度 県「生活交通確保対策交付金」対象)

市町村名	旧59市町村単位	路線名	路線区域	運行主体	道路運送法の種別	利用対象人口	運行便数(便)	輸送人員(人)	運行収入(千円)	運行費用(千円)	欠損額(千円)	交付金額(千円)	収支率
松江市	松江市	大野コミュニティバス	区域	あいかタクシー	一般乗合	1,280	1,948	5,754	628	9,623	8,995	367	6.5%
		秋鹿コミュニティバス	区域	(有)生馬タクシー	一般乗合	1,876	2,433	3,671	526	5,882	5,356	219	8.9%
浜田市	浜田市	三階・長見	区域	(有)From/ハート	一般乗合	308	331	579	173	3,377	3,204	267	5.1%
		美川	区域	(有)From/ハート	一般乗合	1,731	383	1,092	327	3,474	3,147	262	9.4%
	金城町	小国・波佐	区域	(有)From/ハート	一般乗合	4,209	387	762	226	1,786	1,560	129	12.7%
		美又	区域	(有)From/ハート	一般乗合	4,209	44	58	17	576	559	46	3.0%
		久佐	区域	(有)From/ハート	一般乗合	4,209	82	184	55	1,103	1,048	87	5.0%
	旭町	木田・山ノ内	区域	(有)From/ハート	一般乗合	2,695	81	206	58	492	434	95	11.8%
		和田	区域	(有)From/ハート	一般乗合	2,695	66	108	32	312	280	23	10.3%
		坂本・都川	区域	(有)From/ハート	一般乗合	2,695	87	206	61	952	891	*2 445	6.4%
		市木・来尾	区域	(有)From/ハート	一般乗合	2,695	48	241	72	374	302	*2 151	19.3%
	弥栄村	安城・杵束	区域	(有)弥栄総合企画	一般乗合	1,266	14	56	16	369	353	78	4.3%
		山賀・畑	区域	(有)弥栄総合企画	一般乗合	1,266	98	458	137	1,163	1,026	227	11.8%
		田野原・的野	区域	(有)弥栄総合企画	一般乗合	1,266	68	156	46	840	794	66	5.5%
		横谷・程原	区域	(有)弥栄総合企画	一般乗合	1,266	84	411	123	827	704	58	14.9%
	三隅町	井野	区域	まちづくり推進委員会INO	公共交通空白地	673	380	609	304	1,042	738	*2 175	29.2%
出雲市	佐田町	朝原線	路線	(有)スサノオ観光	一般乗合	85	82	138	25	483	458	22	5.2%
		原田線	路線	(有)スサノオ観光	一般乗合	115	85	109	22	502	480	23	4.4%
		佐津目線	路線	(有)スサノオ観光	一般乗合	39	153	337	67	915	848	187	7.3%
		毛津線	路線	(有)スサノオ観光	一般乗合	45	52	53	11	232	221	11	4.7%

*1

市町村名	旧59市町村単位	路線名	路線区域	運行主体	道路運送法の種別	利用対象人口	運行便数(便)	輸送人員(人)	運行収入(千円)	運行費用(千円)	欠損額(千円)	交付金額(千円)	収支率
益田市	益田市	松原・河成・虫追	区域	益田タクシー(株)	一般乗合	1,341	154	303	23	498	475	38	4.6%
		梅月・左ヶ山・多田	区域	日本交通(株)	一般乗合	1,452	2	2	0	8	8	1	0.0%
		栃山・岩倉線	路線	益田タクシー(株)	一般乗合	65	90	205	41	444	403	32	9.2%
		千振・種	区域	益田タクシー(株)	一般乗合	268	73	98	9	419	410	33	2.1%
		山折・津田	区域	益田タクシー(株)	一般乗合	982	41	68	15	163	148	12	9.2%
	美都町	三谷・久原	区域	第一交通(株)	一般乗合	205	25	25	5	148	143	11	3.4%
	匹見町	石谷線	路線	中田自動車整備センター	市町村有償	524	96	134	51	5,950	5,899	479	0.9%
		道川・矢尾線	路線	中田自動車整備センター	市町村有償	611	18	25	10	3,440	3,430	278	0.3%
安来市	広瀬町	比田	区域	えーひだ交通運営協議会	公共交通空白地	313	114	175	145	511	366	*2 183	28.4%
江津市	江津市	川平線	路線	江津市	市町村有償	149	195	346	66	837	771	131	7.8%
		松川波積線	路線	江津市	市町村有償	78	138	279	56	434	378	66	12.9%
雲南市	大東町	春殖・幡屋	区域	(有)キネマタクシー	一般乗合	3,567	938	4,640	1,260	6,126	4,866	1,075	20.6%
		阿用・久野	区域	(株)かみしろ	一般乗合	1,665	792	3,540	964	7,138	6,174	1,364	13.5%
		海潮	区域	(有)成和自動車協会	一般乗合	1,564	774	2,418	626	5,314	4,688	1,035	11.8%
		佐世	区域	(有)成和自動車協会	一般乗合	1,615	789	2,712	723	4,878	4,155	918	14.8%
		塩田	区域	(株)かみしろ	一般乗合	138	701	1,584	420	3,904	3,484	407	10.8%
	加茂町	加茂	区域	(有)加茂タクシー	一般乗合	5,768	386	663	178	1,634	1,456	*2 728	10.9%
	木次町	日登	区域	(株)かみしろ	一般乗合	1,454	768	2,210	572	5,975	5,403	*2 2,701	9.6%
		西日登	区域	(株)かみしろ	一般乗合	1,443	816	2,082	566	5,761	5,195	*2 2,597	9.8%
	三刀屋町	鍋山	区域	三葉タクシー(有)	一般乗合	1,312	553	1,118	206	3,075	2,869	336	6.7%
		飯石・中野	区域	三葉タクシー(有)	一般乗合	1,249	624	1,790	397	3,815	3,418	400	10.4%
		高窪・伊萱	区域	三葉タクシー(有)	一般乗合	1,892	521	1,000	261	3,090	2,829	331	8.4%
	掛合町	北部	区域	掛合タクシー	一般乗合	2,137	1,002	1,972	569	5,674	5,105	598	10.0%
		南部	区域	掛合タクシー	一般乗合	517	948	2,027	567	7,557	6,990	818	7.5%

市町村名	旧59市町村単位	路線名	路線区域	運行主体	道路運送法の種別	利用対象人口	運行便数(便)	輸送人員(人)	運行収入(千円)	運行費用(千円)	欠損額(千円)	交付金額(千円)	収支率
飯南町	頓原町	頓原	区域	とんばら総合開発	一般乗合	1,643	1,034	1,304	239	6,375	6,136	*2 3,068	3.7%
		志々	区域	とんばら総合開発	一般乗合	505	1,092	1,524	297	6,370	6,073	*2 3,036	4.7%
	赤来町	来島	区域	赤来交通	一般乗合	1,352	1,542	1,997	339	9,909	9,570	*2 4,785	3.4%
		赤名	区域	赤来交通	一般乗合	1,319	290	417	99	7,114	7,015	*2 3,507	1.4%
川本町	川本町	三原	区域	邑智自動車(有)	一般乗合	1,006	317	622	187	3,789	3,602	500	4.9%
		東部	区域	邑智自動車(有)	一般乗合	406	107	127	38	1,755	1,717	238	2.2%
美郷町	邑智町	信喜	区域	駅チョンタクシー(有)	一般乗合	238	317	463	185	5,454	5,269	456	3.4%
		乙原	区域	駅チョンタクシー(有)	一般乗合	636	211	305	122	3,146	3,024	438	3.9%
		明塚	区域	駅チョンタクシー(有)	一般乗合	31	200	255	102	2,781	2,679	592	3.7%
	大和村	布施	区域	大和観光(株)	一般乗合	298	42	45	18	800	782	*2 391	2.3%
邑南町	羽須美村	引城	区域	邑南町	市町村有償	30	96	105	19	4,138	4,119	541	0.5%
		羽須美	区域	NPO法人はすみ振興会	公共交通空白地	1,419	不詳	859	610	2,622	2,012	*2 1,006	23.3%
津和野町	津和野町	長福中山線	路線	津和野町	市町村有償	336	25	51	8	193	185	25	4.1%
		川尻西谷線	路線	津和野町	市町村有償	153	88	93	14	230	216	30	6.1%
		野中線	路線	津和野町	市町村有償	29	71	79	12	140	128	17	8.6%
吉賀町	柿木村	大井谷・杉山	区域	有限会社柿木産業	一般乗合	675	485	2,550	308	1,832	1,524	205	16.8%
		椈谷	区域	有限会社柿木産業	一般乗合	763	300	513	135	3,389	3,254	439	4.0%
		大野原・木部谷	区域	有限会社柿木産業	一般乗合	785	69	81	27	1,021	994	134	2.6%
		大井谷・杉山・下須	区域	有限会社柿木産業	一般乗合	850	229	402	133	1,939	1,806	243	6.9%
	六日市町	蓼野	区域	六日市交通(有)	一般乗合	686	1,058	4,104	2,761	15,234	12,473	1,683	18.1%

*1

市町村名	旧59市町村単位	路線名	路線区域	運行主体	道路運送法の種別	利用対象人口	運行便数(便)	輸送人員(人)	運行収入(千円)	運行費用(千円)	欠損額(千円)	交付金額(千円)	収支率
隠岐の島町	西郷町	都万目線	路線	おき観光タクシー(有)	一般乗合	38	51	58	17	146	129	17	11.6%
		箕浦線	路線	島タクシー(株)	一般乗合	81	275	409	123	814	691	91	15.1%
		元屋線	路線	(有)稲葉興産	一般乗合	468	66	68	10	57	47	6	17.5%
		岸浜・今津線	路線	サンタクシー(有)	一般乗合	298	194	230	69	563	494	65	12.3%
		岬町線	路線	サンタクシー(有)	一般乗合	405	139	159	48	314	266	35	15.3%
		皆市線	路線	(有)みなとタクシー	一般乗合	72	72	75	23	206	183	24	11.2%
	西郷・布施	中村卯敷線	路線	(有)稲葉興産	一般乗合	807	32	32	9	97	88	11	9.3%
	都万・西郷	歌木線1	路線	吉田タクシー	一般乗合	41	127	127	25	464	439	58	5.4%
	布施村	布施飯美線	路線	(有)稲葉興産	一般乗合	51	18	23	7	46	39	5	15.2%
	五箇村	長尾田線	路線	(有)マスタ	一般乗合	9	49	51	5	150	145	19	3.3%

*1の数値は、定時定路線で運行される時間帯の部分も含めた、バス路線全体の数値を表示

*2の交付金額は、県の地域生活交通再構築実証事業を経て本格運行に至った路線(本格運行開始後4年間に限り助成率1/2、財政力補正による割り落としの対象外)

参考

① 生活交通確保対策交付金 [R元決算額 177,113千円]

- (1) 事業趣旨 市町村が行うバス路線(デマンド交通を含む)、NPO等が行う公共交通空白地有償運送等に対し、市町村の財政規模に応じて、市町村に対して支援
- (2) 事業内容 運行経費の助成(基本助成率1/3、市町村への配分に係る財政力補正あり)

② 地域生活交通再構築実証事業補助金 [R元決算額 4,823千円]

- (1) 事業趣旨 「小さな拠点づくり」に向けて、輸送需要に応じた最適な交通手段による地域生活交通の再構築を図るため、実証事業等に取り組む市町村を支援
- (2) 事業内容 実行計画策定、運転免許取得、運転講習受講、車両購入、関連施設整備、実証運行等にかかる経費を支援(助成率2/3、補助対象経費の上限 8,000千円)